

ファミリー・サポート・センター事業について

香美市ファミリー・サポート・センターは、

『依頼会員（子育てを助けてほしい人）』と、『援助会員（子どもを預かる人）』が、会員となって、地域で子育てを助け合う会員相互の育児支援をサポートする組織です。ファミリー・サポート・センターは、依頼会員のニーズにあった、援助会員を紹介し、条件にあった子育て支援ができるよう、会員相互の育児支援をサポートします。

- 依頼会員
 - ・香美市に住民登録がある方
 - ・生後6ヶ月から小学校6年生までの子どもをもつ方

- 援助会員
 - ・香美市に住民登録があり、20歳以上の方
 - ・心身ともに健康で、積極的に援助活動ができる方

- 両方会員
 - ・依頼会員・援助会員の両方を兼ねる方

●アドバイザー

ファミリー・サポート・センターの運営、事務処理や相互援助活動の円滑化を図るため、アドバイザーを置きます。

●入会・退会の手続き等

○入会手続き

- (1) 所定の入会申込書に必要事項を記入し、直接ファミリー・サポート・センターへ申し込みください。
- (2) 依頼会員は、アドバイザーとの面接を受けます。そのうえ、会員証が発行されます。
- (3) 援助会員は、原則として、ファミリー・サポート・センターが実施する講習を受講した上で会員証を交付します。

○退会手続き

センターを退会しようとする会員は、退会届書を提出するとともに会員証及びファミリー・サポート・センターが指示する書類等を返還してください。

●相互援助活動の内容

1. 保育施設等の保育開始前又は、保育終了後に子どもを預かること。
2. 保育施設等までの送迎を行うこと。
3. 放課後児童クラブ終了後に子どもを預かること。
4. 学校の放課後に子どもを預かること。
5. 冠婚葬祭及び他の子どもの学校行事に保護者が出席する際に子どもを預かること。
6. 会員の方が会合・通院・外出（リフレッシュ）などの際に子どもを預かること。

※原則として、お子さんを預かる場合は、援助会員の自宅で預かります。

※援助活動は、早朝、夜間にわたることもありますが、宿泊はできません。